

秋田・弘田柵跡

ほったのさくあと

- 1 所在地 秋田県仙北郡仙北町弘田・千畑町本堂城回
- 2 調査期間 第九四次調査 一九九三年(平5)四月～七月
- 3 発掘機関 秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所
- 4 調査担当者 児玉 準
- 5 遺跡の種類 古代城柵官衙跡
- 6 遺跡の年代 九世紀～一一世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(六 郷)

弘田柵跡は、雄物川の中流域に近く、大曲市の東方約6km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置し、真山・長森の丘陵を中心として、北側の矢島川(鳥川)と南側の丸子川によって挟まれた沖積地に立地する。
一九三〇年、文部省が調査し、翌年国指定史跡となり、一九七四年以降は当調査事務所が発掘調査を続けている。
史跡は長森・真山を囲む

外郭線と、長森を囲む内郭線からなる。外郭は東西一三七〇m、南北七八〇mの長楕円形で、外郭線の延長三六〇〇m、内郭を含む総面積約八七五〇〇㎡である。外郭線は一時期の造営で角材列が一列にならび、東西南北に八脚門が開く。内郭は東西七六五m、南北三二〇mの長楕円形で面積一六三〇〇㎡、内郭線の延長は約一七六〇mで石塁、築地土塀と角材列が連なり、東西南北に八脚門が開く。内郭北門は二時期、東門・西門・南門は四時期にわたる造営が認められている。内郭中央部には政庁があり、建物にはI～V期の変遷がある。本遺跡の性格については、雄勝城とする説、河辺府とする説などがある。

第九四次調査は、仙北町による史跡等活用特別事業予定地内での遺構確認を目的とした第九三次調査の継続で、一部を検出していた掘立柱建物・橋脚の全貌の把握、外郭大路の検出などを主な目的として実施した。

調査の結果、内郭南門東方地区では掘立柱建物四棟を検出した。その一つは桁行五間(二・二m)×梁行三間(九・七m)の東西棟で南に廂が付く。二時期あり二期目の柱掘形埋土から、木簡(1)と九世紀初頭の土師器杯が出土した。また、内郭南門南西地区では、桁行七間×梁行二間の掘立柱建物三棟を検出した。南北棟で各々二時期あり、一〇世紀に入ってから、弘田柵の終末までに造営された建物と推定される。これらは各々官衙ブロックの一部をなす建物であると

考えられる。

外郭内には東西に流れる河川があり、河川敷の幅は南北最大一〇〇mで、外郭南門と内郭南門の間には橋が架けられていたことが判明していたが、今回新たに六本の橋脚と護岸の矢板を検出した。二つの門の間には橋は一カ所のみで、規模は長さ一七m、幅三・三m、橋が架けられていた時点の川幅は約九mと推定した。門を結ぶ大路は幅一二m以内で、この橋を間に置いて僅かに「く」の字状に曲折して造られていたことも判明した。

遺物には、内郭南門東方地区では木簡のほかに、「中」「厨」「官」などの墨書土器がある。内郭南門南西地区では、土師器杯のほか、灰釉陶器、下駄・曲物・串などの木製品が出土した。

8 木簡の积文・内容

(1) [針カ][公カ]
小□□□調米五斗

(130)×30×5 019 第三三三号

下端の形状は不明であるが、頭部は方頭をなす。記載様式が「人名+税目+物品名+数量」であることから、貢進物付札とみることができ。調米の史料は、秋田城跡第二五次発掘調査において出土した貢進物付札に同様の類例がある『木簡研究』(一)。貢進者のウジ名「小針」(オハリ)については、秋田城跡第五四次発掘調査出土木簡のなかに数例認められ、いずれも「オハリ」を表記したと判断でき。『オハリ』氏関係の文献史料は東北関係では『日本後紀』延

暦一五年(七九六)十一月壬辰条に「尾張連大食」なる人物がみえ、さらに出羽国に尾張国の民が柵戸として移配されていた事実を記す史料もある。今回の木簡や秋田城木簡の「オハリ」関係の人々の存在は、尾張国と出羽国との関連を考える上で、貴重な史料である。

9 関係文献

秋田県教育委員会・秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所『弘田柵跡―第九四〇九七次調査概要―』(一九九四年)

(見玉 準)

